

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 踏切道改良促進法施行令の一部改正

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

第二 道路法施行令の一部改正

一 国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めるものとする。 (第二十条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 国土交通省組織令の一部改正

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成三十三年三月三十一日までに延長するものとする。

(附則第十七条関係)

第四 附則

一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。